

会議結果報告書

会議名称	第14回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年3月25日(土) 14:00~18:00 WEST19 研修室A・B・C
出席委員	20名出席(5名欠席)
次回開催	平成18年4月22日(土) 13:00 WEST19 研修室A・B・C

議題	意見等
1. 報告事項	(1)『「子どもの権利条例」市民プロジェクト』前文市民案について (2)平成18年第1回定例市議会予算特別委員会(子ども未来局審査)の概要報告 (3)中間答申に対する市民意見について (4)子ども委員会の開催報告
2. 議事 (1)市民意見交換会について	条例づくりに市民意見を反映させるために、検討委員会と市民との意見交換会を開催することについて、事務局から実施計画(案)を提案し下記の通り実施することを決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・主催：札幌市子どもの権利条例制定検討委員会 ・日時：平成18年4月16日(日)13時30分～(開場13時00分) ・開場：屯田北児童会館(愛称「屯珍館」)北区屯田8条7丁目1-39 ・内容：中間答申書の報告とグループディスカッション ・定員：40名 ・対象：子ども及び大人 ・検討委員会からは、副委員長2名のほか7名が出席する予定。 <p style="text-align: center;">今後、子どもを対象を特化した意見交換会の開催を検討していく。</p>
(2)最終答申書(案)の検討 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は、第1章、第2章、第4章について検討を行いたい。(委員長) <p>(目的について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すっきりと簡潔な表現で良いと思う。 ・「自らの意思で」「伸び伸びと」という言葉を入れたのが良い。 ・条例の全体像についてももう少し議論を進めてから、再び「目的」の表現について検討してはどうか。 <p>(定義について)</p> <p>「子ども」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」を踏まえて、18歳未満としている。また、市内在住者だけでなく、通勤や通学で札幌に関わる子どもも含め、「市に関係のある18歳未満の者」としたが、どうか。 ・また、18歳の高校3年生を考慮して、「その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者」という表現を加えたが、いかがか。 ・教育上の配慮ということになると、例えば、定時制の場合は、20歳の生徒も条例上「子ども」として含むのか。 <p>「育ち学ぶ施設」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起草ワーキングでは、「子ども施設」と表現していたところを「育ち学ぶ施設」に変更することとした。また、「育ち学ぶ施設」の範囲は、児童福祉法、学校教育法に定める施設だけでなく、もう少し広い範囲で定義したいと考えたが、具体的にどこまで範囲を広げるかについては、まだ詰めきれていない。 ・定義は、第4章の「育ち学ぶ施設での権利保障」の内容によって、再度検討する必要があるのでは、後ほど議論したい。

<p>第2章 権利普及</p>	<p>「子どもの育ちや成長に関わる大人」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文案をみると、「育ち学ぶ施設に勤務する者及び市が行なう子ども施策に携わる者」とあり、主として学校の先生や施設職員を想定していると思うが、親や保護者、そのほか地域で活動している民生・児童委員や青少年育成委員、さらにはボランティアの人など、広く含める必要があるのではないか。 ・ 中間報告においては、教師や親についての記述が目立つが、町内会やPTA、民生・児童委員、青少年育成委員など、地域に住み様々な活動をしている大人についても言及している。 ・ 子どもに全くかわりがない大人は、いないわけであるから、あえて定義をする必要があるのか。 ・ 定義は、この条例が何を目的とするかによって決まってくる。さらに内容を議論した方が良い。 ・ 子どもとの「関わり方」には、「意図的な関わり」、「間接的な関わり」、「組織的な関わり」などがあるので、第4章において書き分ける必要があるのではないか。 <p>「子どもの権利の日」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起草ワーキングでは、「子どもの権利推進月間」とするよりも、この条例の誕生日を明確にして、その日の属する週や月を活動月間と位置付ける方が良いのではないかという議論になったが、いかがか。 <p>市の「市民活動に対する支援」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起草ワーキングにおいて、市による「市民活動への支援」に関する文言を加えることについて議論したので、「市は、子どもの権利について、『市民活動と連携し、』さまざまな方法を通じて普及に努めます」と明記してはどうか。
<p>第4章 子どもの権利保障</p>	<p>「親の責務」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起草ワーキングでは、子どもに対する親の包括的な責務について書き込むべきか否かについて議論し、結論は出していない。皆さんの意見を伺いたい。 ・ 法律は既にあるので、条文には明記しないが、親に責務があることを前提として、それを支援するというのを、解説に書くという考えもある。 ・ 条文に記すと、責任を責め合う関係を助長しかねないという懸念がある。そもそも条例の精神は、子どもの権利を中心に据えて、これを周囲で支えあうところにあるのではないか。親の責務を書くべきではないと考える。 ・ しかし、「子どもの権利」の裏にある親をはじめとする大人の責務はどうなっているのか、とうことについては必ず問われると思う。それに対してどう答えられるのか。 ・ 市では、「子どもの権利条例」は、大人の義務条例である、という言い方をしている。 ・ 親の責務、誰々の責務といったように書き分けずに表現できないだろうか。今の構成案を否定するつもりはないが、第4章には、大人の責務を具体的な場面に落とし込んで書かない方が良いと思う。 ・ 権利の裏側にある責務について、条文から読み込めるとは思うが、はっきりと責務について書き込んだ方が良くとも思う。特に、民生・児童委員など地域で活動している人たちは、書き込んでもらいたいと思うのではないか。 ・ 親や保護者の第一次的責任を書かないと、例えば「市は・・・支援する」といったとき何を、誰を支援するのかがはっきりしなくなると思う。まず、親が子どもを支えるという姿があってはじめて、それを市が支えるということになるのではないか。 ・ 「親の責務」を明記することが親にとって「きつい」ということを優先的に考慮するのか、「子ども」にとってどうすることが良いのかを優先的に考えるのか、どちらも大切だと思うが、そのバランスを考える必要があるのではないか。 <p>「育ち学ぶ施設における権利保障」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起草ワーキングでは、第1章総則の定義を検討する前に、第4章を議論してきたので、本日の資料では、「育ち学ぶ施設における権利保障」は学校等を念頭に置いた内容になっている。 ・ 「育ち学ぶ施設」の範囲を広げてしまうと、条例として規定する意味や効力が失われてしまうようなものも出て来るのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、例えば、「子どもの生活に関わる計画」といったとき、フィットしない施設がでてくる。 ・「育ち学ぶ施設」の定義について、範囲を広げるのか、あるいはターゲットを絞り込んで保障するものをより明確にするのか、検討委員会としての方針を決める必要があるのではないか。 ・「育ち学ぶ施設」に対しては、直接利用している子どもや近隣の住民だけではなく、市民全体が関わりを持っていることを踏まえた検討が必要ではないか。 ・第1章との整合も踏まえながら、さらに検討する必要がある。 <p>「いじめの防止」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ施設における権利保障として、「いじめの防止」に関する条文が欠落しているのではないか。子どもたちの聞き取りの中で、「いじめ」は非常に大きな問題であったはずである。 ・「育ち学ぶ施設の設置・管理者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります」という条文案に、そうした趣旨を含めているのだが。 ・子どもが読んでわかりやすい条文ということを考えると、「関係機関」が何を指しているのかが分かるようにするなど、表現にも配慮が必要ではないか。 ・いじめられた子どもだけでなく、いじめた子どもに関しても何らかの記述があった方が良いのではないか。 ・起草ワーキングで、「いじめの防止」の条文化について検討したい。 <p>第14回検討委員会はここで終了し、第4章3「子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援」以降は、起草ワーキングを拡大会議と位置づけて検討する。参加可能な検討委員には起草ワーキングへの出席をお願いする。</p>
3. 事務局からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の検討委員会は、4月22日（土）13:00～WEST19 ・さらに4月30日（日）13:00～WEST19を予定している。 ・起草ワーキングは、拡大会議として開催するので、起草メンバー以外の委員にも可能な範囲で出席をお願いしたい。日程は、4月1日（土）13:30～、4月8日（土）13:30～、4月17日（月）18:30～ 場所は、いずれも子ども未来局3階大会議室。起草委員以外で、起草ワーキングに出席する検討委員は、事前に事務局へ連絡する。